

令和7年度第1回

村有地売却 一般競争入札説明書

この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

村有地売却一般競争入札とは、郵便方式での入札も可とした一般競争入札により、広く一般の方に、村有地を購入していただくものです。

入札への参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

◆参加申込期間

令和7年10月1日（水） から 令和7年10月31日（金） まで
午前9時00分 から 午後5時00分 まで（正午～午後1時除く）

＊閉庁日（土日祝日）は、入札説明書の配布、参加申込受付を行いません。

＊申込は、持参 又は 郵送（簡易書留）でもできます（申込期間内に必着）

◆受付（送付）場所

今帰仁村役場 企画財政課 財政係 村有地売却一般競争入札担当

〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

電話：0980-56-2114

今 帰 仁 村 役 場

企画財政課 財政係

一般競争入札による村有地売却の概要

1	入札参加申込（申込は <u>持参</u> 又は <u>郵送（簡易書留）</u> のみ） ◆参加申込期間（配布期間） 令和7年10月1日（水） から 令和7年10月31日（金） まで【必着】 午前9時00分 から 午後5時00分 まで（正午～午後1時除く） ※閉庁日（土日祝日）は、配布 及び 受付 を行いません。 ※申込は、<u>持参</u> 又は <u>郵送（簡易書留）</u> でもできます（申込期間内に必着） ◆受付（送付）場所 今帰仁村役場 企画財政課 財政係 村有地売却一般競争入札担当 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地 電話：0980-56-2114
---	---

2	入札保証金の納付 入札参加申込受付後に、今帰仁村が発行する納入通知書により、 入札保証金を今帰仁村公金取扱機関等で納付してください。
---	---

3	入 札（入札書一式の提出は <u>持参</u> 又は <u>郵送（簡易書留）</u> のみ） ◆入札期間 入札参加決定通知書を受け取った日から令和7年11月18日（火） まで【必着】 ※提出は、<u>持参</u> 又は <u>郵送（簡易書留）</u> でもできます（入札期間内に必着） ※入札書類等は、参加申込受付後に今帰仁村が交付したものを用いてください。 ◆提出書類 ①入札書 ②入札保証金提出書 ※その他提出書類あり （その他提出書類は、「Ⅳ－1 入札方法」を参照） ◆提出先・送付先 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地 今帰仁村役場 企画財政課 財政係 村有地売却一般競争入札担当 ※郵送による提出の場合は、必ず簡易書留にて郵送してください。
---	---

4	開 札
	◆日 時 令和7年11月19日（水）午前9時30分 ◆場 所 今帰仁村役場2階 会議室2 ※開札場所等の変更がある場合は、村ホームページにて案内します。 ◆開札の立会 立会は任意です。 入札者等関係者は、各（社）1名のみ立会可能です。 ◆落札者の決定 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ、最高価格をもって入札した者を、落札者とします。 ※同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定します。

5	売買契約の締結・売買代金の納付
	◆売買契約の締結 落札者は、落札決定日から原則として土日祝日を除いて15日以内に、本契約を締結していただきます。契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は今帰仁村に帰属することとなります。 ◆売買代金（落札金額）の納付 売買代金（＝落札金額－入札（契約）保証金）は、契約締結後に今帰仁村が発行する納入通知書により、契約成立日から30日以内に一括納付してください。

6	所有権の移転・引渡し・登記
	売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に、現状有姿で物件引渡しがあったものとします。所有権移転の登記手続きは、落札者の負担となります。

I 入札物件

物件 番号	物件の所在・地番 (今帰仁村字…)	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	入札保証金額 (円)
R7-1	越地126番6 越地128番5	雑種地	379 381	13,113,000 円	660,000 円
R7-2	天底91番3 天底91番5 天底91番6 天底91番7	雑種地	416 410 410 500	26,210,000 円	1,320,000 円

【注】 **物件の詳細については、物件調書を必ずご確認ください。**なお、物件調書は物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査・確認を行って下さい。

【注】入札は、予告なく中止または内容変更等を行うことがあります。

II 入札参加者の資格等

入札の参加者となることができるのは、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人ですが、次に該当する者は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しないもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者
- (4) 今帰仁村暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第1号および第2号のいずれかに該当する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の団体及びその代表者又は構成員

- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員
- (7) 無差別的大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員
- (8) いかなる名義をもってするかを問わず、本入札物件の所有権の取得又は借受け等使用収益権に関して、(4)～(7)に掲げるものから委託を受けた者

【注】入札参加資格の確認を行うため、本村が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご了承ください（申請者が法人の場合は役員等を含みます。）。

Ⅲ 入札参加申込みの受付について

- (1) 入札参加申込み関係書類の配布（申込受付）期間等は、次のとおりです。

＜配布期間・申込受付期間＞

令和7年10月1日（水） から 令和7年10月31日（金） まで
午前9時00分 から 午後5時00分 まで（正午～午後1時除く）
＊閉庁日（土日祝日）は、書類の配布 及び 参加申込受付を行いません。
＊入札参加申込関係資料は、令和7年10月1日（水）から、
今帰仁村ホームページより、ダウンロードできます。

＜配布場所・申込受付場所・提出（送付）場所＞

今帰仁村役場 企画財政課 財政係 村有地売却一般競争入札 担当
〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
電話：0980-56-2114

- (2) 提出書類・申込方法

＜提出書類＞

① 一般競争入札参加申込書（様式1）

共有名義または法人による申込みの場合は、以下の書類も併せて提出してください。

- ・共有名義で申込みする場合 共有者名簿（様式1別紙1）
- ・法人による申込みの場合 役員等一覧表（様式1別紙2）

② 誓約書（様式2）

共有名義で申込みする場合は、共有者全員分が必要となります。

③ その他申込みに必要な書類

個人の場合	法人の場合
① 本人の住民票（抄本） ② 本人の印鑑登録証明書	① 法人の印鑑証明書 ② 法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）
個人・法人 共通 で必要な書類	
【未納の税額がないことの証明書】 ・市区町村税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税） ・県税（自動車税、不動産取得税等） ・国税（所得税、消費税等）	

※1 いずれの書類も、申込日から3ヵ月以内に交付されたものがが必要です。

※2 お預かりした書類等はお返ししません。

※3 申込期間内に入札参加申込みの手続きを済まされた方以外は、入札に参加することはできません。

※4 「未納の税額がないことの証明書」の内容は、次のとおりです。

- ① 市区町村税（県税、国税）について、証明月日現在未納がないこと
- ② 過去2年以内に滞納処分を受けたことがないこと

※5 「未納の税額がないことの証明書」の発行のお問合せ先について

- ① 市区町村税 お住まいの市区町村役場 税務部門
- ② 都道府県税 最寄りの県税事務所
- ③ 国税 最寄りの税務署

<申込方法>

いずれかの方法により、提出してください。

- ・持参 申込期間内に受付場所へ直接持参してください。
- ・郵送 **簡易書留**にて送付場所へ郵送してください（申込期間内に必着。申込期間内の消印有効ではありません。）。

※ 持参 又は 簡易書留による郵送 以外（電話、FAX、電子メール、簡易書留以外の郵送等）の申込は受付ません。

(3) 入札参加資格について

入札参加資格の有無については、提出された必要書類等を審査した結果、参加資格を有すると認められた場合に、以下の書類を、入札参加申込書記載の住所に送付します。

＜送付書類＞

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 入札参加資格決定書 | ② 入札書 |
| ③ 入札保証金提出書 | ④ 入札保証金納付用の納入通知書 |
| ⑤ 入札書提出用封筒 | ⑥ 入札関係書類送付用封筒 |

(4) 参加申込みにあたっての注意事項

- ① 1 者が、複数の物件に申し込むことができます。
(1 者が、同じ物件に複数の申込みをすることはできません。)
- ② 複数の物件に申込みをする場合、(2) に掲げる書類の原本は各 1 通で結構です。

(5) 共有名義による申込み

- ① 共有名義で申込みされる場合は、共有名義の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の入札参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。
- ② 所有権の共有を希望される場合は、申込時に共有者全員について上記(2) に掲げる書類を添えて、共有予定者全員が連名で申し込んでください。

(6) 入札保証金について

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。

① 入札保証金額

入札保証金額は物件ごとに定額となっており、金額は「Ⅰ 入札物件」に記載のとおりです。

② 納付方法

入札参加申込後に、本村が交付する納入通知書により、納付期限内に最寄りの金融機関にて振込の手続きをしてください。本入札は郵便型を採用しているため、郵送の関係上、納付期限は入札期間締切日より前の日となります。

【注】落札者が納付した入札保証金は、その全額を売買代金または契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金または契約保証金は本村に帰属し、返還はいたしません。

【注】落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金提出書に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。返還には開札後4週間程度を要する場合があります。入札保証金に利息は付きません。入札保証金の納付・返還を行う場合の振込手数料は入札者負担となりますので、ご了承ください。

(7) 物件の現地確認

入札参加申込時まで、必ず入札者ご自身で現地をご確認ください。現地確認をする際は、近隣住民等のご迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

【注】現地で起きた事故等について、本村は一切の責任を負いません。

【注】現地確認をされなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項を了承されて参加されているものとみなします。

IV 入札・開札・売買契約等について

1 入札方法

本入札の入札方法は、①持参による提出 または ②郵送による提出（簡易書留）の2つの方法があります。①②いずれも入札期間内に必着です。入札期間内の消印有効ではありませんので、余裕をもって準備・提出をしてください。

(1) 入札期間

入札参加決定通知書を受け取った日 から 令和7年11月18日（火）まで

【注】期間内に入札書等必要書類が到着しない場合、入札は無効となります。

(2) 提出書類

- ① 入札書（入札書提出用封筒に入れ、封緘（糊付け）し、登録印で封印する）
- ② 入札保証金提出書
- ③ 入札保証金納付済みを証する納入通知書（金融機関の振込受付印があるもの）の写し
- ④ 入札保証金返還先口座に係る通帳の写し（金融機関、口座の種別、口座番号、口座名義人等が確認できるもの）

【注】書式及び封筒は、入札参加申込受付後に本村が送付したものを使用してください。

【注】入札関係書類送付用封筒に上記①～④を同封し、持参 又は 郵送（簡易書留）による提出をしてください。

（３）提出方法・提出先（送付先）

・持参の場合

送付先が記載されている入札関係書類送付用封筒に、上記（２）提出書類の①～④を同封し、封筒記載の提出場所（今帰仁村役場企画財政課）に持参の上、提出してください。

・郵送の場合

送付先が記載されている入札関係書類送付用封筒に、上記（２）提出書類の①～④を同封し、最寄りの郵便局窓口にて簡易書留により郵送してください（入札期間内に必着。入札期間内の消印有効ではありません。）。

【注】持参 又は 簡易書留による郵送以外（電話、FAX、電子メール、簡易書留以外の方法による郵送等）の提出は受付ません

【注】一度提出した入札書の引換え、変更、取消しはできません。入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式３）が必要です。

提出書類の作成要領

① 入札書

入札金額及び必要事項を記入してください。

【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、法人の所在・法人名・代表者名）を記入し、登録印で押印してください。

共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、登録印で押印してください。

【注】金額記入には、算用数字（０、１、２、３・・・）を用い、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】黒のボールペン、万年筆（書いた文字が消えないもの）で記入してください。これら以外で記載した場合、その入札は無効となります。

② 入札保証金提出書

入札保証金提出書に必要事項を記入し、登録印を押印してください。また、添付資料として、以下の書類も併せて提出してください。

＜添付資料＞

- ・入札保証金納付済みを証する納入通知書（金融機関の振込受付印があるもの）の写し
- ・入札保証金返還先口座に係る通帳の写し（金融機関、口座の種別、口座番号、口座名義人等が確認できるもの）

【注】入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有名義希望で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

【注】入札保証金返還先口座は、通帳等を確認し、正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

③ 入札書提出用封筒 及び 入札関係書類送付用封筒

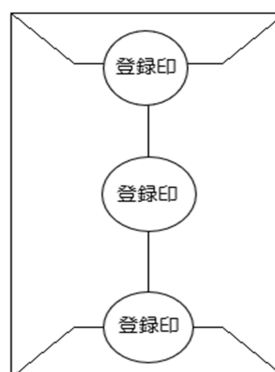
入札書提出用封筒には、入札書のみを入れて、封緘（糊付け）し、押印をしてください。**封緘がされていないものは無効となります。**押印は、入札書に押印したのと同じ登録印を使用し、封筒の継ぎ目3ヶ所に押印してください。**押印の無いものは無効となります。**

入札関係書類送付用封筒には、7ページ「（2）提出書類」①～④を入れて、持参または郵送（簡易書留）により提出してください。

【注】到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。

【注】入札書提出用封筒・裏面の3ヶ所それぞれに登録印を押印してください。

【入札書提出用封筒・表面】



【入札書提出用封筒・裏面】

2 開札

(1) 日時 令和7年11月19日(水) 午前9時30分

(2) 場所 今帰仁村役場2階 会議室2

※開札場所等の変更がある場合は、村ホームページにて案内します。

(3) 開札の立会等

立会は任意です。入札者等関係者は、各1名のみ立会可能です。

なお、開札会場への入場には、入札参加資格決定書(原本)が必要となりますので、必ずご持参ください。

立会の受付は、当日の午前9時15分から行います。

【注】入札者等関係者の立会がまったくない場合は、本村の指定した者を立会させて、開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札者の決定

① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本村が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高価格をもって入札した者を、落札者とします。

② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定します。くじは、入札者等関係者が入札参加資格決定書(原本)を持参した場合は、当該関係者もくじを引くことができるものとしてします。

なお、開札に立会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本村職員にくじを引かせて、落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、落札者全員分の内容(落札金額、落札者名(個人の場合は個人、法人の場合は法人と表記します。))を、今帰仁村ホームページ上で公表します。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 「Ⅱ 入札参加者の資格等」に該当する者
- ② 所定の額の入札保証金を納付していない入札
- ③ 本村から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
- ④ 入札書の記載事項が不明な入札または入札書に記名・押印がない入札
- ⑤ 入札保証金提出書及び入札保証金納付済みを証する納入通知書（金融機関の振込受付印があるもの）の写しを提出していない入札
- ⑥ 1人で同じ物件に2通以上の入札書を提出した入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑧ 黒のボールペン、万年筆（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑨ 最低売却価格を下回る金額による入札
- ⑩ 封緘（糊付け）、押印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑪ 入札期間までに、提出先に到着しなかった入札
- ⑫ 入札に関し不正の行為をしたものの入札
- ⑬ 誓約書記載事項に反する行為があったと認められる者の入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

4 契約の締結・特約等

（1）契約の締結

落札者は、落札決定日から原則として15日以内（土日祝日除く。）に、今帰仁村ホームページに掲載されている土地売買契約書（案）により、契約を締結しなければなりません。

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札（契約）保証金は、本村に帰属します。

【注】落札者にいかなる理由があっても、この期限の延長はできません。

【注】落札者は、売買契約締結に要する費用として、契約金額に応じた収入印紙の添付が必要となります。

（2）契約上の特約等

入札する物件については、売買契約書において、次の用途制限を付するとともに、売買物件を、これらの用途に使用するおそれのある第三者に転売し、または貸し付けることも禁止します。

また、物件に数量の不足または契約内容に適合しないことを発見しても、今帰仁村に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求、売買契約の解除等を行うことができません。これらを理解されたうえで、入札に参加してください。

① 禁止する用途

売買物件についての禁止する用途は、次のとおりです。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならず、かつ、これらに転売し、貸付し、使用させることを禁止します。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供してはならず、かつ、これらに転売し、貸付し、使用させることを禁止します。
- ・破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員に、その活動のために供してはならず、かつ、これらに転売し、貸付し、使用させることを禁止します。
- ・無差別的大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員の事務所の用に供してはならず、かつ、これらに転売し、貸付し、使用させることを禁止します。
- ・環境に著しく負荷を課すおそれのある業の用に供してはならず、かつ、これらに転売し、貸付し、使用させることを禁止します。

② 違約金

落札者が上記①の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する額の違約金を今帰仁村に支払わなければなりません。

③ 上記①に係る資料等の提出義務

上記①の条件の履行等（売買物件の利用状況等）を確認するため、本村は、落札者に対して、売買物件の利用状況等に関する資料等の提出を求めることがあります。

また、それらの内容について、本村から説明や追加資料の提出、実地調査等を求められた場合、落札者は正当な理由なく拒むことはできません。

④ 実地調査等への協力義務

上記①の条件の履行等（売買物件の利用状況等）を確認するため、本村は、実地調査を行い、または、落札者に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出もしくは報告を求めることがあります。

落札者は、本村から実地調査等を求められた場合、落札者は正当な理由なくこの実地調査を拒み、妨げもしくは忌避し、または報告を怠ってはいけません。

⑤ 落札者は、売買物件の所在している地域（区）において、地域活動への御協力をお願いいたします。

5 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金（落札額）の支払方法は、次のとおりです。売買契約締結後に今帰仁村が発行する納入通知書により、契約成立日から30日以内に、売買代金（落札額）を一括納付してください。

○ 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法〔契約時全額払〕

【注】入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額をご用意ください。なお、入札保証金には、その受入期間に関わらず、利息を付しません。

【注】売買代金は、村の発行する納入通知書により納付してください。

納付後速やかに、売買代金納付済み証を証する納入通知書（金融機関の振込受付印があるもの）の写しを、村役場企画財政課に提出してください。

【注】納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、入札保証金は本村に帰属することになります。

【注】売買代金の分割納付はできません。

6 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに、今帰仁村から落札者に所有権が移転し、同時に、現状有姿（あるがままの姿）で物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記手続は、売買代金完納日から起算して30日以内に、落札者に行っていただきます。なお、売買契約書（本村保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記手続に必要な費用（登録免許税、司法書士への委託料等）等、本契約の締結・履行に関する一切の費用は、落札者の負担となります。

【注】金融機関からの借入金担保のため、所有権移転登記時に連件で（根）抵当権設定登記の同地申請をされる場合に、本村の承諾が必要な場合は、事前にご相談ください。

【注】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行うこととなります。

【注】落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【注】物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課されることがありますので、ご注意ください。

7 その他注意事項

- （１）売買物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査・確認を行って下さい。物件調書等の資料と現況が相違する場合は、現況優先とします。
- （２）売買物件の土地利用について、近隣の土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者の責任において行って下さい。
- （３）越境物等に関する近隣土地所有者等との協議は、すべて落札者の責任において行って下さい。
- （４）造成工事、建築工事等を行う際は、近隣の地域住民や地元自治会に対し、できるだけ早期に工事内容や工事車両等について情報を入れるようにして下さい。
- （５）売買物件に契約内容に適合しない状態があることを発見しても、本村は一切の責任を負いません。
- （６）地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておらず、村としても今後実施する予定もありません。
- （７）生活排水処理については、本村は公共下水道が整備されていないため、浄化槽設置による排水処理を行って下さい。
- （８）物件調書に記載の事項以外にも、規制・指導がなされる場合があります。
- （９）この説明書に定めのない事項については、本村契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- （１０）入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- （１１）本入札は、予告なく、中止または内容変更をする場合があります。

V 問い合わせについて

この一般競争入札に関する問い合わせ方法は次のとおりです。受付期間終了後に提出された質問書は受付できませんので、ご注意ください。

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水） から 令和7年10月8日（水） まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）に必要事項を記載のうえ、電子メール または FAXにて、提出してください。

これらの提出方法が難しい場合にのみ、持参 または 郵送（普通郵便可。郵送料金は質問者負担。受付期間内に必着。）にて、提出してください。

※ 上記以外の提出はご遠慮ください。

※ 郵送による提出の場合は、受付期間内の到着分のみ受付となります。受付期間内の消印有効ではありませんので、余裕をもって郵送してください。

(3) 提出先

① 電子メールでの提出の場合 メールアドレス：n-kikaku@nakijin.jp

※ 電子メールで質問書を送付する場合は、メールのタイトルを「村有地売却一般競争入札（R7第1回）に関する質問」としてください。

② FAXでの提出の場合 FAX番号：0980-56-2178

③ 上記①②による提出方法が難しい場合（持参・郵送）の提出先
一般競争入札説明書・表紙に記載のある送付場所のとおり

(4) 回答

質問書の受付期間終了後5日以内（土日祝日除く。）に、今帰仁村ホームページにて掲載します。